

目次

序 都市計画マスタープラン改定の背景と位置づけ	1
序-1 改定の背景	1
序-2 都市計画マスタープランの位置づけ	3
1 まちづくりの課題	5
2 都市づくりの理念・基本方針	13
2-1 第4次南国市総合計画が定める『南国市の将来像』	13
2-2 都市計画マスタープランの『都市づくりの理念』	13
2-3 都市計画マスタープランの『都市づくりの基本方針』	15
3 将来フレームの検討	17
3-1 将来人口フレームの検討	17
3-2 将来都市構造の検討	20
4 全体構想	29
4-1 土地利用の方針	29
4-2 交通施設の整備方針	34
4-3 公園・緑地、自然環境の整備又は保全の方針	38
4-4 河川・供給処理施設の整備方針	41
4-5 主要な地区の整備方針	44
4-6 都市防災の方針	47
4-7 少子高齢化社会に対応すべき福祉関連施設等の整備方針	50
4-8 景観形成の方針	53
4-9 観光・歴史まちづくりの方針	56
5 地域別構想	59
5-1 地域別構想の基本的な考え方	59
5-2 地域別まちづくりの方針	62
(1) 北部山間地域【瓶岩、上倉地区】	62
(2) 北東地域【久礼田、国府地区】	67
(3) 北西地域【岡豊地区】	72
(4) 中央地域【長岡、野田、後免、大篠地区】	77
(5) 南東地域【岩村、日章、前浜地区】	84
(6) 南西地域【三和、稲生、緑ヶ丘、十市地区】	90

6 実現化方策	96
6-1 まちづくりの体制づくりに向けて	96
(1) 市民参画・協働の推進	96
(2) 地域コミュニティ活動の支援	97
(3) 行政の取組み	97
6-2 主要なまちづくり方策	99
(1) “コンパクトシティ・プラス・ネットワーク”の構築に向けた方策	99
(2) 集落環境の向上に向けた方策	102
(3) 産業立地の誘導に向けた方策	103
(4) 都市施設整備に向けた方策	103
(5) 「自助」「共助」「公助」による防災対策	104
(6) 都市環境づくりのための規制・誘導方策	105
6-3 都市計画マスタープランの見直し	107
 参考資料	
市民アンケート調査	108
南国市都市計画マスタープラン策定委員会設置条例	129
都市計画マスタープラン策定までの経過	130
南国市都市計画マスタープラン策定委員会委員名簿	131
南国市都市計画マスタープラン策定幹事会委員名簿	132

序 都市計画マスタープラン改定の背景と位置づけ

序

都市計画マスタープラン改定の背景

と位置づけ

序ー1 改定の背景

南国市は、1999（平成 11）年 3 月に「南国市都市計画マスタープラン」を策定し都市・まちづくりを進めていますが、この目標年度である 2018（平成 30）年度に計画期間満了を迎えました。

このような中、少子超高齢化、人口減少が進行するとともに巨大地震による災害を経験するなど、都市を取り巻く環境が大きく変化し、これに併せて下記のような国による新たな都市計画施策や県による都市計画区域マスタープランの改定、本市の第 4 次総合計画の策定などが行われてきました。

第 2 次の南国市都市計画マスタープランの策定において、改定の背景となる主な視点は下記の事項です。

（1）立地適正化計画制度の創設（2014（平成 26）年 8 月）への対応

2014（平成 26）年 8 月に都市再生特別措置法が改正され、市町村は立地適正化計画の作成が可能になりました。

この計画は、都市全体の観点から、居住機能や福祉・医療・商業等の都市機能の立地、公共交通の充実に関する包括的なマスタープランであり、都市計画マスタープランの一部となるものです。

本市は、南国市立地適正化計画の策定に 2015（平成 27）年度から着手し、2016（平成 28）年度に都市機能誘導に係る区域、施策等を定め、2018（平成 30）年度に居住誘導に係る区域、施策等を含む計画全体を定めました。この南国市立地適正化計画と一体となった都市計画マスタープランの策定を行います。

（2）高知広域都市計画区域マスタープラン（2018（平成 30）年 3 月改定）に即するマスタープランづくり

高知県が、南海トラフ地震の被害想定や人口減少、高齢化の進展など、社会経済情勢の変化に対応するため、本市の都市計画区域を含む高知広域都市計画区域マスタープランを改定しました。

この改定に伴い、本市の都市計画マスタープランにおいて高知広域都市計画区域マスタープランとの整合を図りつつ策定を行います。

(3) 第4次南国市総合計画の策定（2016（平成28）年3月）に即する都市計画マスタープランづくり

第4次南国市総合計画が2016（平成28）年3月に策定され、基本構想は2025（平成37、令和7）年度までの10年間を計画期間としています。

本市を取り巻く社会の動向として、“安全安心に対する意識の高まり”、“少子高齢化、人口減少の進行と活力の低下”、“地方創生の取組み”、“地方産業の低迷”、“情報通信技術（ICT）の発達”、“環境への負荷の少ない低炭素社会・循環型社会への転換”を捉え、本市の将来像を『緑とまち 笑顔あふれる 南国市』とし、基本施策を定めています。

この策定に伴い、本市の都市計画マスタープランにおいて第4次南国市総合計画との整合を図りつつ策定を行います。

(4) “人口減少、少子高齢化、災害、環境問題への意識の高まり等、近年における我が国の都市づくりの社会潮流”への対応

社会潮流を踏まえ、本市の都市計画マスタープランにおいて都市づくり方針を再検討します。

(5) 計画期間満了による、各分野の整備方針、事業計画などの変化への対応

現行の南国市都市計画マスタープランは1999（平成11）年3月に策定し、その後2009（平成21）年6月に見直しを行いました。

この現行の南国市都市計画マスタープランの計画期間が満了を迎えることから、南国市まち・ひと・しごと創生総合戦略（2015（平成27）年9月）や南国市市街化調整区域の開発許可制度の改定（2018（平成30）年4月）など、各課の各種計画・事業の進展や変更、意向等を踏まえ、本市の都市計画マスタープランを策定します。

序ー２ 都市計画マスタープランの位置づけ

(1) 位置づけ

南国市都市計画マスタープランは、高知広域都市計画区域マスタープランと南国市総合計画に即しながら、『市町村の定める都市計画に関する基本的な方針』を示すものです。

南国市都市計画マスタープランと都市計画法に指定された計画間の関係は次のようになります。

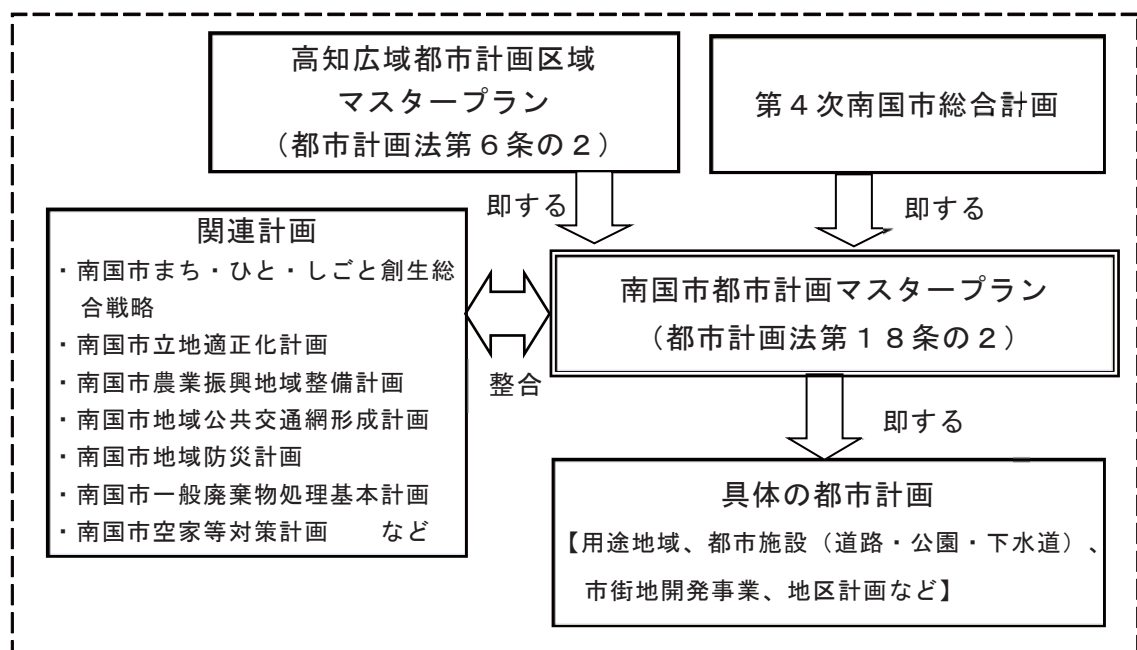


図 南国市都市計画マスタープランの位置づけ

(2) 対象範囲

南国市都市計画マスタープランは市町村が定める都市計画の基本方針であることから、基本的には行政区域内の都市計画区域を対象に策定されるものです。しかし、都市は都市計画区域外なども含めて一体的に捉える方が自然であることから、本市で策定する計画の対象範囲は行政区域全体とします。

【 南国市行政区域：125.30km² 】

(3) 対象期間

南国市都市計画マスタープランは長期的視点に立った計画であることから、対象期間は概ね20年後を見据えた2038（令和20）年を目標年度とします。

(4) 改定の手順

南国市都市計画マスタープランは都市計画として決定するものではありませんが、次のようなフローに示す各段階で関係機関と協議・調整し、住民意向を反映させながら策定を進めます。

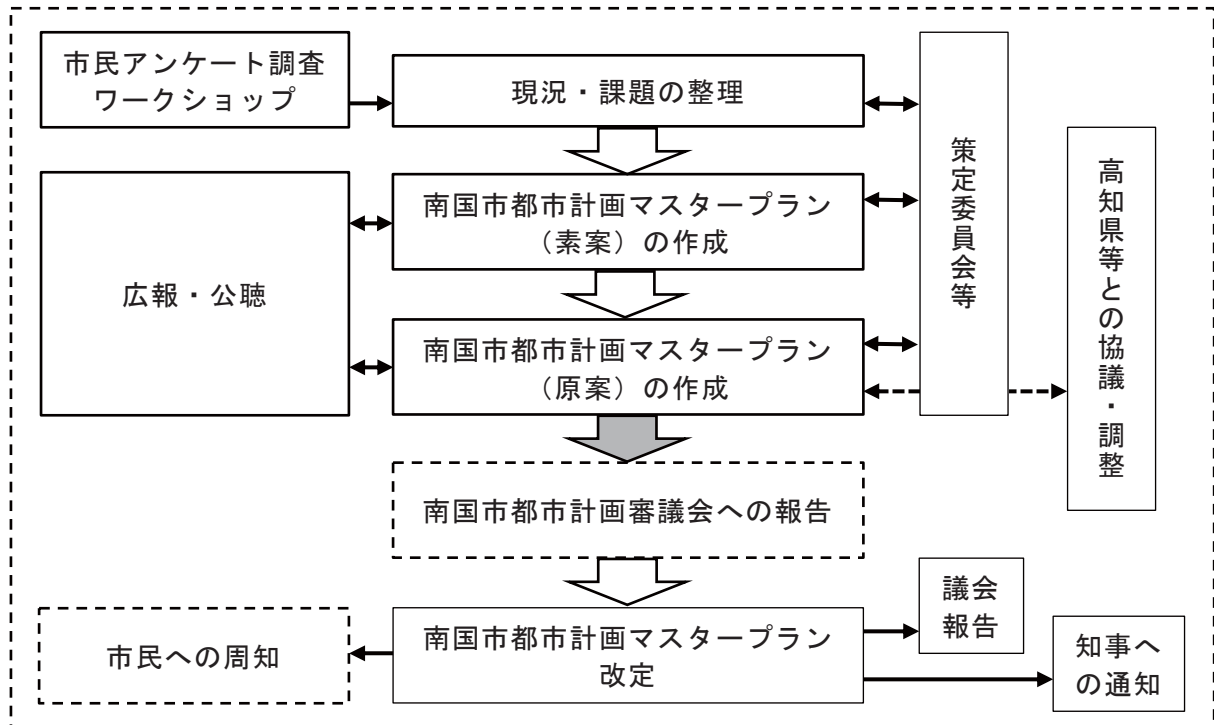


図 改定手続きのフロー